

生駒市スマート農業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ＩＣＴ、ＩｏＴ、ＡＩ等の先端技術の活用による新たな農業技術（以下「スマート農業技術」という。）の導入及び普及の推進を通じて、農業の担い手の確保及び育成を図り、地域農業の持続及び発展を目指すことを目的に、スマート農業技術に資する機器等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成 20 年 10 月生駒市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用ドローン 農薬・肥料用のタンクやノズルを搭載し、作物上空を飛行するもので、農薬・肥料の散布やカメラ等を搭載し、作物の生育状況をセンシングする無人航空機をいう。
- (2) リモコン草刈機 急傾斜地や人が入りにくい耕作放棄地等での除草作業で使用可能な、リモコンにより遠隔操作する草刈機をいう。
- (3) 鳥獣対策用ＩＣＴ機器 センサー付きカメラ等を利用し、デジタル操作で有害鳥獣の捕獲等に活用出来る機器をいう。
- (4) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (5) 認定新規就農者 法第 14 条の 4 第 1 項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (6) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者 法第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに
利用する農用地等を表示した地図（「目標地図」をいう。）などを明確化し、
公表したもののうち、目標地図に位置付けられた者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に
おいて農業を経営する認定農業者、認定新規就農者、地域計画のうち目標地図
に位置付けられた者、及び生駒市内に農地を所有し適正に管理を行っている者
とする。ただし、当該機器等に対して、国、地方自治体等から費用の補填を受
けているときは、補助金の交付対象外とする。

2 補助対象者は、同一年度内につき1回限り、この補助金の交付を受けること
ができるものとし、同種の機器等に対する交付は生涯1度限りとする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農
業用ドローン、リモコン草刈機、鳥獣対策用ＩＣＴ機器等、ロボット、ＩＣＴ、
ＩｏＴ、ＡＩ等の先端技術を用いた省力化・効率化を可能とする機器を購入し、
補助対象者が自らの経営においてそれらを使用する事業であることとする。

2 前項の規定については次に掲げる基準を満たすこと。

- （1） 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用され
ないものであること。
- （2） 農業経営において真に必要であること。
- （3） 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- （4） 整備を予定している機器等が、様式第2号で定める事業計画の達成に直
結するものであること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前

条に定める機器等の購入に要する経費とする。なお、中古機器等の導入に要する経費、システム利用料、通信料その他維持管理に要する経費は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。ただし補助金の上限については、次の各号に定める額とする。

- (1) 認定農業者 600,000 円
- (2) 認定新規就農者 600,000 円
- (3) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者 600,000 円
- (4) 2者以上で組織する団体等 600,000 円
- (5) 上記以外の者 300,000 円

2 前項第4号に規定する2者以上で組織する団体等については、別世帯の農業者を含み、対象の機器等の共同利用が可能であると客観的に認められることとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し（予定価格が500,000円未満の場合は2者以上、500,000円以上の場合は3者以上）
- (3) 仕様書又はパンフレット等導入するスマート農業技術の内容が確認できる書類
- (4) 申請者が認定農業者、認定新規就農者に該当する場合については、その内

容が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請書の提出に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付の決定を行うものとする。

- 3 事業の着手は、市長からの補助金交付決定通知を受けて行うものとする。

（申請の取下げ）

第 9 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に補助金申請取下げ通知書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

ない。

（指示及び検査）

第 10 条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者が第 4 条に定める機器等を購入したときは、実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 購入した機器等の写真
- （2） 機器等の購入に係る領収書又は契約書の写し
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税等仕入控除税額報告書（様式第 8 号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 第 8 条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- （4） 第 10 条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- （5） 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- （6） 規則第 4 条の 2 各号に掲げる者に該当することが判明したとき。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（事業効果の報告）

第 17 条 補助事業者は、第 4 条に掲げる機器等の購入の 365 日後から 395 日後の間において、事業効果報告書（様式第 9 号）により、事業の効果を市長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告の徴収又は現地調査等に応じない場合、補助事業者は補助金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむ

を得ない事情として市長が認めたときは、この限りではない。

（財産の処分の制限等）

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、市長の承認を受けずに処分（補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助事業者は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより収入があったときは、市長は 補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（施行の細目）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。